

平成 19 年 5 月

第 21 回 またまた電子申告

池永 悟郎

5 月も終わり 6 月になろうとしております。気がつけばこのコラムの締め切り（奇数月の 20 日）を早一週間以上も過ぎてしまいました。3 月決算が忙しく書く暇が無かったと言えば聞こえは良いのですが、実際はネタ不足。コラムで書ける刺激的な話題はなかなか無いものですね。

と言うことで、今回は電子申告について少し書きたいと思います。今年度から一定の条件の下、代表者の住基カードの取得は不要となりました。従来は、代表者に住基カードを取得して頂かなくてはいけなかったため、電子申告を勧めづらい面もあったのですが、改正によりそれも無くなりました。事務所では、これを期に全てのお客様に電子申告で申告して頂けるよう頑張っております。電子申告での申告をお願いする場合に「電子申告をすれば何かメリットがあるのか？」と聞かれる事がよくあります。法人の申告の場合には、税額控除等の直接的なメリットは一切ありません（個人の場合は平成 19 年分又は 20 年分の所得税については一定の要件のもと措置あり）。しかし、電子申告が普及することによって税務署内でのペーパレス化及び人件費の削減等の効果があると思われれます。電子申告の普及による人件費の削減が結果的に国家財政の状況に好影響を与えることとなり、ペーパレス化によって地球の温暖化を防ぐことに繋がることになるかもしれません。また電子申告社会の実現により、広い意味での課税の公平が推進されることでしょうか。合理化されることにより余剰時間を悪質な事業者に対する税務調査に費やすことができるからです。

「社会の公器として事業を通じて社会貢献をする（By 松下幸之助）」ものとして企業が存在するのであれば、積極的に電子申告を行えない理由が無い限り電子申告を導入するのは企業の使命では？と思ったりします。

最後に電子申告を導入すると「会計事務所の作業が楽になるんじゃないの？」とも言われるのですが、確かに押印・提出といった物理的な作業がなくなることは言えますが、それは相対する納税者も同じことがいえます。そうした損得なり個々のメリット論ではなく、電子申告は、特別なことではなく当たり前のこととなるのはもう目の前です。